

## 第5節 音楽

### 1 改訂のポイント

#### (1) 目標の改善

##### <音楽科の目標>

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

※新たに加わった点

「音楽文化についての理解を深め」ることが教科目標の中に規定された。音楽科では、例えば、曲種に応じた発声や和楽器で表現すること、音楽をその背景となる文化・歴史と関連付けて鑑賞することなど、生徒が音楽文化について理解を深めていくことにつながる学習が行われる。また、音によるコミュニケーションを基盤とする音楽活動は、本来、音楽文化そのものを対象にした学習と言える。今回の改訂では、こうした音楽科の性格を明らかにした。

#### (2) 内容の改善

##### ア 内容の構成の改善

従前と同様に「A表現」及び「B鑑賞」の二つの領域で構成しつつ、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要な〔共通事項〕を新たに設けた。小学校・中学校ともに表現領域は、歌唱、器楽、創作（音楽づくり）の3分野ごとに示した。

##### 「A表現」

- (1) 歌唱に関する内容
- (2) 器楽に関する内容
- (3) 創作に関する内容
- (4) 表現教材

##### 「B鑑賞」

- (1) 鑑賞に関する内容
- (2) 鑑賞教材

##### 〔共通事項〕

- (1) 要素に関する内容

##### イ 歌唱共通教材の提示

※平成21年度から先行実施

「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」を歌唱共通教材として示し、各学年ごとに1曲以上を含めることとした。

##### ウ 我が国の伝統的な歌唱の充実

「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を歌唱教材選定の観点として新たに示した。

##### エ 和楽器を取り扱う趣旨の明確化

「表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること」を新たに示し、器楽の指導において和楽器を用いる趣旨を明らかにした。

##### オ 創作の指導内容の焦点化・明確化

創作の指導内容の焦点を絞り、具体的かつ明確にするため、事項アでは「言葉や音階などの特徴」を手掛かりにして「旋律をつくる」こと、事項イでは「音素材の特徴」を生かして「反復、変化、対照などの構成」を工夫してつくることとした。

※音楽のよさや美しさなどについて、言葉で表現し他者に伝えることが音楽科における批評である。

##### カ 鑑賞領域の改善

「言葉で説明する」、「根拠をもって批評する」などして音楽のよさや美しさを味わうこととし、音楽の構造などを根拠として述べつつ、感じ取ったことや考えたことなどを言葉を用いて表す主体的な活動を重視した。

##### キ 〔共通事項〕の新設

音楽を形づくっている様々な要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ受すること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動を通して理解することを〔共通事項〕として新たに示した。

##### ク その他

表現と鑑賞の各活動を通じて、「生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにする」、「音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりする」、「音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにする」などの配慮を行うこととした。

## 2 指導計画の作成と内容の取扱い

### <指導計画作成上の配慮事項>

#### (1) 共通事項の指導

〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

※表現や鑑賞の各活動と切り離されて単独になされるものではないことに留意する。

#### (2) 偏りのない指導

各学年の内容の「A表現」の歌唱・器楽・創作及び「B鑑賞」の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。

※歌唱の指導について合唱活動に偏ったり鑑賞の指導について特定の曲種に偏ったりすることのないように留意して、年間指導計画を作成する。

#### (3) 方法や形態の選択

生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、表現方法や表現形態を選択できるようにするなど、学校や生徒の実態に応じ、効果的な指導ができるよう工夫すること。

#### (4) 道德教育との関連

道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

※道德教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

### <内容の取扱いと指導上の配慮事項>

#### (1) 歌唱指導の扱い

##### ア 共通教材について

各学年の「A表現」の歌唱教材については、共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。

※中学校3学年間を見通した指導計画のもと、生徒や地域の実態などを考慮して、これらの共通教材を系統立てて効果的に指導することが大切である。

「赤とんぼ」「荒城の月」  
「早春賦」「夏の思い出」「花」  
「花の街」「浜辺の歌」

##### イ 変声期について

変声期について気付かせるとともに、変声期の生徒に対しては心理的な面についても配慮し、適切な声域と音量によって歌わせるようにすること。

※変声に伴う不安や羞恥心をもつことがないように配慮するとともに、自分の声に自信をもって表現することを大切にしようとするような指導を工夫する。

##### ウ 移動ド唱法について

相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

※音楽科の学習は、音と音とがどのように関係し合っているか、音同士との相対的な関係に着目することが大切である。

#### (2) 楽器の取扱い

和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器（箏、三味線、尺八、篠笛、太鼓、雅楽で用いられる楽器など）の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。

※生徒が実際に演奏する活動を通して、音色や響き、奏法の特徴、表現力の豊かさや繊細さなどを感じ取ることができるような指導を工夫する。

## (3) 伝統的な歌唱や和楽器の指導

我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。

※言葉と音楽との関係に注目し、姿勢や身体の使い方に関心することは、我が国の伝統や文化を理解するための大切な基盤にもなっていく。

## (4) 読譜の指導 1#・1b

小学校の学習を踏まえ、#やbの調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1#、1b程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。

## (5) 創作の指導

即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

※体験を通して、創作する楽しさや喜びを味わわせるように配慮する。

## (6) 身体的表現活動

各学年の「A表現」の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにする。

## (7) その他

各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

## ア コミュニケーションについて

生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。

※音楽に関する言葉を用いて、相互に伝え合う活動を取り入れることによって、音によるコミュニケーションが一層充実するように配慮する。

## イ 音環境・コンピュータについて

自然音や環境音など、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。また、コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。

※操作することが活動の目的にならないようにし、指導のねらいを明確にして、コンピュータや教育機器を効果的に活用するよう留意する。

## ウ 知的財産権について

音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。

※授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲にも、創作した著作者がいることや、著作物であることを生徒が意識できるようにする。

## (8) 音符・休符・記号等

音楽に関する用語や記号などについて、小学校学習指導要領に示す音符・休符・記号に加え、取り扱うものを新たに示した。

※単に名称などを知るだけでなく、音楽活動の中でそれらの働きを実感し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮する。

### 3 Q&A

#### Q1 「音楽文化についての理解を深める」とはどのようなことですか。

音によるコミュニケーションを基盤とする音楽活動は、音楽文化そのものを対象とした学習といえます。国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度の育成が重視されています。したがって、楽曲や曲種の知識の量を増やすといったことだけではなく、様々な音楽がもつ固有の価値を尊重し、人と人がどのように感情を伝え合い、共有し合ってきたかなどについて、生徒が実感できるように指導することが大切になります。我が国や郷土の伝統音楽、諸外国などの様々な音楽などに触れることは、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育てることになります。

また、今回の改訂では、我が国のよき音楽文化を、世代を越えて受け継がれるようにする観点から、歌唱の共通教材を提示し、新たに伝統的な歌唱の充実を示しています。

#### Q2 和楽器を取り扱う趣旨は何ですか。

我が国の音楽文化を尊重する態度を養うことが和楽器を用いる本来の意義です。3学年間で1種類以上の和楽器を扱う中で、簡単な曲の表現を通して、伝統音楽のよさを味わうことが出来るような工夫が求められています。つまり、生徒が実際に演奏する活動を通してその楽器固有の音色や響き、奏法の特徴、表現力の豊かさや繊細さなどを感じ取っていくことが大切であり、こうした活動が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことにつながるのです。

#### Q3 鑑賞の指導における、根拠をもって批評するとは何ですか。また、指導上留意することは何ですか。

音楽のよさや美しさなどについて、音楽を形づくっている要素や構造などの客観的な理由をあげながら言葉で表すことが音楽科における批評です。

音楽を鑑賞して「自分なりに感じたこと」や「その音楽的な理由」を述べるだけではなく、その音楽が「自分にとってどのような価値があるのか」などを考えることが、鑑賞の能力をはぐくむことにつながっていきます。音楽科における鑑賞の学習は、音楽によって喚起されたイメージや感情などを、自分なりに言葉で言い表したり書き表したりする主体的・能動的な活動によって成立するのです。

指導に当たっては、「この曲を作曲した人に手紙を書こう」、「家族に紹介するとしたら、どのように伝えるか」といった親しみやすい課題を設定して、対象となる音楽に対して生徒が自分なりに価値判断したことを、その理由を含めて表すことができるようにすることが大切です。

また、これらの音楽に対する批評を発表し合うことなどにより、他者とのかかわりの中から自分の価値意識を再確認し、音楽の構造などを客観的に把握したり、音楽の味わいを一層深めたりすることにもなります。

#### Q4 音楽を形づくっている要素とは何ですか。

これまでの学習指導要領では、音楽の諸要素「音色、リズム、旋律、和声を含む音と音のかかり合い、形式など」と「速度、強弱」について構成要素と表現要素とに事項を分けて示していましたが、今回の改訂で、これらの要素について、音（音色）、音と音との時間的な関係（リズム、速度）、連なりや織りなす関係（旋律、テクスチャ）、音量の変化（強弱）、音楽の組立て方（形式、構成）といった大きなくくりで再整理し、音楽を形づくっている要素として「音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など」を〔共通事項〕のAの事項に示しています。